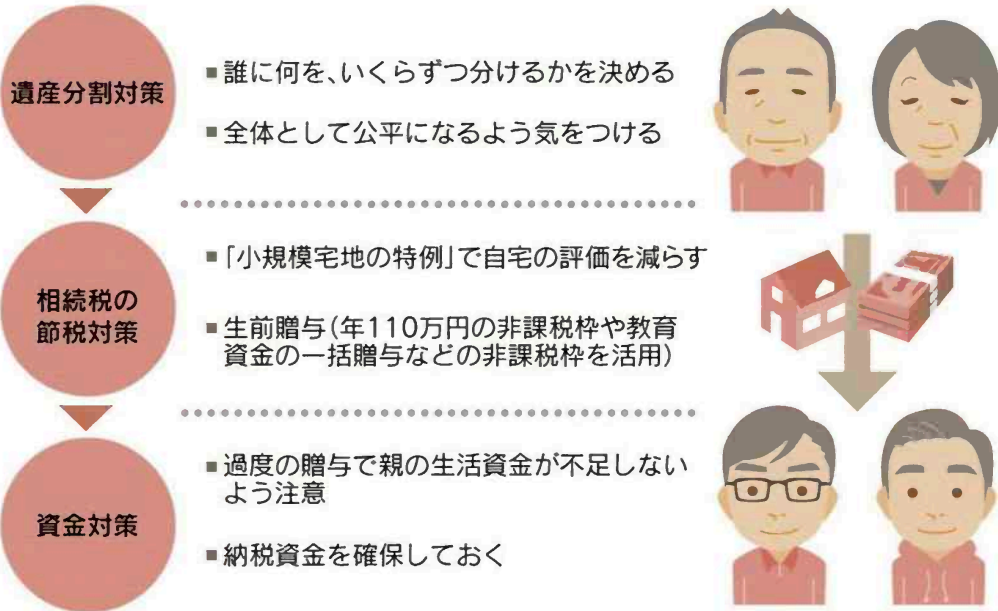


## 相続対策は順序立てて考える



## もめない遺言を書くための5カ条

- 1 どの相続人に何を、どれだけあげるかを明記
- 2 遺留分(最低限の相続分)に最大限配慮
- 3 生前贈与(特別受益)や寄与分を考慮
- 4 全ての財産について言及
- 5 「遺言執行者」を指定。相続手続きが円滑になるようにする

# 学んで お得

## ＊もめない相続、順序立てて

親が亡くなった後、仲の良かった兄弟姉妹が遺産分けを巡って争う相続トラブル。残念ながら決して珍しい話ではない。相続税の負担も無視できない。遺産を円満・円滑に相続させるため、親は何に留意すべきか。

# まず遺産分割公平に

相続人・相続分

法定相続人	相続分
つねに相続人 配偶者	配偶者 全部
第1順位 被相続人の子	それの子 2分の1
第2順位 直系尊属	3分の2
	4分の3

相続分早見表

相続人の組合せ	配偶者	それの子
配偶者と子	全部	2分の1を均等
妻と直系尊属	2分の1	3分の2
妻と兄弟姉妹	4分の3	3分の1を均等



相続セミナーは活況だ(ランドマーク税理士法人)

「相続対策は多くの人が真剣に考えておくべき問題」。相続に詳しいランドマーク税理士法人の清田幸弘代表税理士は強調する。遺産の多寡にかかわらず、遺産分けを巡る争いを防ぐためだ。

具体的に相続対策には大きく3つがある。まず、「どの財産を誰に、いくらずつ分けるかを決める遺産分割対策。次に相続税の節税対策。2015年から相続税の基礎控除(非課税枠)が大幅に縮小され、中流層にも課税対象が広がった。相続税の負担を少しでも減らす工夫が要る。

最後に資金対策。相続前後には介護費や医療費、葬儀費用に加え、相続税の納税で親子ともにまとまったお金が必要になる。資金不足を防ぐ準備も重要だ。

相続対策は「遺産分割対策↓節税対策↓資金対策」の順に考えたい。税理士の藤田武美氏は「最初に節税対策を考えると、不公平な遺産分割になることも多い」と話す。

例えば次のような場合だ。親の財産は自宅(土地評価額は4千万円)、預貯金2千万円の計6千万円。相続人は親と同居する兄と持ち家がある弟の2人とする。基礎控除は「3千万円+600万円×法定相続人数(2人)」の4200万円。相続財産の方が大きいので相続税がかかる。

ただ、兄が自宅を相続すれば土地の評価額は「小規模宅地の評価減の特例」により80%減の800万円にできる。特例は被相続人の配偶者や同居する兄弟姉妹に適用される。兄弟姉妹は「生前贈与をし過ぎて親の生活資金が足りなくなる例は少なくない」(清田氏)

居親族が使えるからだ。相続財産は預貯金と合わせ2800万円になり、基礎控除を下回るため税金はかからない。しかし、兄が自宅を相続し、預貯金は兄弟で半分ずつ分けるとしたら、弟は反発するだろう。兄は実質的に5千万円(自宅4千万円+預貯金1千万円)を相続するのに弟は1千万円だけだからだ。もし、弟に預貯金を全額相続させたとしても不公平さは残る。兄弟間に争いが生じないように遺産分割対策が必要だ。

節税の行き過ぎて資金不足を招くこともある。典型が課税対象となる相続財産そのものを減らす生前贈与だ。贈与税の年間の基礎控除110万円を使った贈与や、親から子、孫に教育資金を贈与する場合に使える1人当たり1500万円の非課税制度などがある。「生前贈与をし過ぎて親の生活資金が足りなくなる例は少なくない」(清田氏)

相続対策はまず遺産分割対策から考え、それを前提に可能な節税を考えるくらいでちょうどいい。遺産分割の方法を考える過程で、どのような財産がどれくらいあるのかの全体像が見える。相続税がかかるのか、かかるとしたら相続人全体でどれくらい支払うのか、各人の税負担額をつかんでおけば、バランスのとれた遺産分割ができる。

遺産分割対策は「公平さを心掛けることも必要」と弁護士の上柳敏郎氏。

まず遺留分に注意したい。遺留分とは最低限の相続分で、法定相続分の2分の1がほとんどだ。遺言で遺留分を侵害するような遺産分けを指定すると、侵害された側が訴えて紛争になりかねない。上柳氏によると「遺留分を巡る争いは相続紛争の中で最も解決に時間がかかる」という。

生前贈与(特別受益)や親の介護などでの貢献分(寄与分)も考慮する必要もある。既に多額の生前贈与をした子に相続時の財産を均等に分けると、他の子から文句が出る可能性が高まる。

相続対策がまとまったら、「遺言」に記しておきたい。遺言を書く際に忘れてはならないのは、「その他一切の財産を〇〇に相続させる」などと全ての財産に言及することだ。上柳氏は「書き残しがあると、それを巡ってもめる火種を残してしまう」と注意を促している。(後藤直久)